



平成 29 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 A p p B a n k 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 宮 下 泰 明
(コード番号：6177 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ CFO 廣 瀬 光 伸
(TEL. 03-6302-0561)

判決に関するお知らせ

当社が、平成 27 年 12 月 10 日付プレスリリース「当社元役員による業務上横領の疑いについて」で開示した件について、その後、平成 28 年 3 月 14 日付で東京地検特捜部にて告訴が受理され、起訴されるに至りました当社元役員による不正行為に関し、平成 29 年 1 月 17 日付で、東京地方裁判所において判決（以下、「本判決」といいます。）の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至る経緯

平成 27 年 12 月 10 日付「当社元役員による業務上横領の疑いについて」に記載のとおり、経理部門の責任者であった元役員が、自身が関与する複数の法人等を当社取引先かのように偽装し、同法人等の口座に当社の銀行口座から不正に送金していた事実が発覚いたしました。当社は、不正をおこなった元役員を告訴し、平成 28 年 3 月 14 日に東京地検特捜部にて受理されました。その後、元役員は、平成 28 年 10 月 3 日付で起訴され（起訴事実：詐欺罪）、この度、東京地方裁判所において本判決の言い渡しを受けたものです。

2. 本判決の概要

罪 名：詐欺罪

宣告刑：懲役 6 年

3. 本判決を受けて

当社としましては、本判決を真摯に受け止め、改めて一連の事態を招いたことに係る多角的な検証と、引き続き、コンプライアンスの遵守及び内部管理体制の強化を力強く進めるとともに、早期に信頼回復を図れるよう、より一層の努力をしまいる所存です。

ユーザーの皆様やお取引先様、ならびに、株主や投資家をはじめとする市場関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援賜りたく、何卒よろしくごお願い申し上げます。

4. 今後の見通し

本件に関して開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上